

第十三講 バビロニア人の社会

【前回レポート講評】 イシン・ラルサ時代とは何か。

多くのレポートがイシン・ラルサ時代の時代幅を決定しようとしていた。前 2005 年にウル第三王朝が滅亡してから前 1763 年にハムラビがラルサを滅ぼしてシュメール・アッカドの地を統一するまでの 240 年間ほどの時代を指している。次いで多くのレポートが指摘していたのはこれまでメソポタミア地方を指導してきたシュメール人に代わってアムル人がこの地方を指導していくことになったという時代の変化である。さらにアムル人が各地の都市で王朝をたて、前半はイシンとラルサが南北で対立し、後半はラルサとバビロンが南北で対立したという政治構造の変化を述べるものもあった。そしてそれぞれの段階の特徴を明示するためにイシンのリピト・イシュタルやラルサのリムシンの名前を挙げるものもあった。

しかしこの時代には南部メソポタミア地方では塩地化が進行し農業の生産性が落ちてきていたこととか、アッシリア商人の活躍、アムル人がシュメール人の文化を尊重し・踏襲していったこととかへの言及は少なかった。講義を聴くだけでなく、自分でも調べてみるという家庭での学習が望まれる。

バビロニア人の社会構成

自由人 (awilum)

王領地受封者

耕地：平均 2 ブル (12ha)

譲渡・売却不可

相続可

女子への分割相続不可

畑、果樹園、家屋、耕牛、小家畜

職能による奉仕義務 (ilkum)

食料や衣服の支給

法による保護を受ける

a 兵士グループ

士官 (dīktum)

下士官 (lubuttum)

軍事力確保の義務

代人召集を認めたとき→処刑

権力乱用防止

兵士を不当に扱ったとき→処刑

兵士 (rēdûm)

軍事義務不履行→処刑

封地：捕虜となった時→帰国すれば元の所有者に返還

相続人が成人になった時、相続

相続人が年少の時、三分の一を扶養料

逃亡した時→三年目に権利喪失

一年目に戻った時、権利回復

身請けされた時→商人に国が返済

漁師 (bā'irum)

軍役義務

河川・運河灌漑義務

物資輸送の義務

漁業権付与

封地受給

b 支配者グループ

官吏・神官・女神官・商人

c 賦役負担者 (nāši birtum)

王領地小作人

他の受封者 (ilkum ahum)

手工業者

王領地非受封者

社会の主流

主として農民・農業労働者・小作人

貢租：10%

賦役：120日間／年

劣格自由人（muškenum）

身分的に劣格

離婚による慰謝料：銀三分の一マナ（自由人 結納と同額）

殺人・傷害・手術の失敗：賠償金（自由人 同害刑）

muškenum 身分からの解放：身分的劣格性を示す

muškenum の財物を盗んだ時：10 倍の賠償（自由人 処刑）

畑や果樹園

付与され、世襲

賦役義務を負う

奴隸（wardum）

財産の一種

契約の客体であって主体にはなれない

身分的起源：捕虜・購買・債務

但し、自由人成年男子の債務奴隸化は禁止

妻子は3年間に限り売却または質入れ可能

価格は平均5シェケル

解放は、結婚、養子縁組、銀による解放金の支払いによる

奴隸が人のほほを殴った時→耳を切り取る

主人を否定した時→耳を切り取る

土地所有の形態

王領地

従来からの王領地

征服地のうち都市領を除く農村部

封地として授与 平均2ブル（12ha）

対象：兵士・下士官・将校・漁師・賦役負担者・神官・女神官・
商人・特別受封者

女子への分割不可

抵当、売却、譲渡、交換不可

賦役義務（職能による奉仕）

貢租：10%

小作地

小作料：二分の一～三分の一

畑、果樹園（ナツメヤシ）、牧草地など

賦役負担者（nāši birtim）

神殿領

貢租徴収

私有地

自作地／直営地

小作地→地主の出現

畑：小作期間1年間 小作料：二分の一～分の一

ナツメヤシ園：上記と同じ

賦役（灌漑）

貢租：10%

帝国支配

王

↓

代官：各都市に設置。軍事・行政・裁判・宗教

↓

商人の長官（市長）：富裕な商人から互選・任期一年

裁判官

↓

商人の長・・・商官：受封、政府の交易に従事、警察業務担当

商人：賦役を免除される

手工業の長

漁師の長

農民の長

住民の組織化

都市行政に自治活用

司法

最高裁判所：バビロン

控訴院：シッパル

地方裁判所：軍事裁判所・・・アムル人の長

都市裁判所・・・市長

集会 (ālum)・・・都市の商人の長老

常任委員会 (dajānū)

神殿・・・神官

神殿

神殿領：王が経営に関与

王権から独立したものではない。その一部として組み込まれる

神官

en 祭司—en 女祭司

↓

entum 女祭司

↓

nadītum 女祭司：結婚は出来るが、子供を産むことは認められない

↓

šugītum 女祭司：妻として子どもを産める

事務官

執事 (別当)

↓

事務官・書記・裁判官

↓

門番

職工・給仕女・パン屋：下位の召使
神殿領付属の人々：神殿領を耕作
私経済